

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

年　月　日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：
 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：
 3 家畜人工授精所の業務の別：
 4 報告対象物：
 5 前年12月31日時点の保存数量：
 6 家畜人工授精所の運営の状況
- 開設許可証に記載してある事項を記載してください。
- 精液と受精卵は別々に
報告してください

(単位：本)	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量														
譲受数量		自分の液体窒素ボンベに入っている全ての精液・受精卵について記載する必要があります。 管理を委託されている精液・受精卵についても報告してください。												
譲渡数量														
自家利用数量														
他家利用数量		自家飼養牛に授精した場合と他者飼養牛に授精した場合を分けて記載してください。												
廃棄又は 亡失した数量														
月末時点の 保存数量														
備考														

(日本産業規格A4)

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 3 4の報告対象物は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液
 - 2 家畜受精卵
- 4 生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記入すること。
- 5 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。
- 6 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。
- 7 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見 + 2）。